電子指示書システムの利用開始申請のご案内



令和7年3月13日

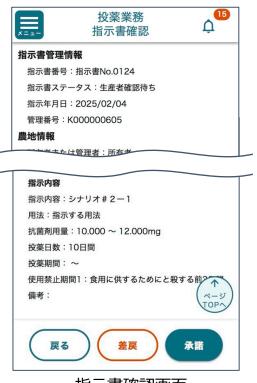
1-1. 電子指示書システムとは

安全な国産畜産物を安定的に供給するためには、生産性向上の足かせとなる家畜・家きんの疾病を予防し、我が国の「飼養衛生管理」の向上を図っていく必要があります。令和6年度より飼養衛生管理等支援システムの運用が開始されました。

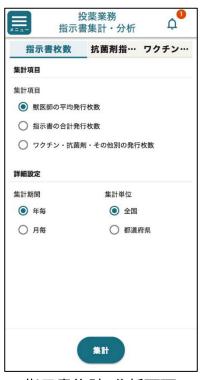
この飼養衛生管理等支援システムの機能の一つとして、令和7年4月1日より、畜産分野を対象として、指示書に基づく動物用医薬品の投薬業務をデジタル化した電子指示書システムの運用が始まります。



ログイン画面

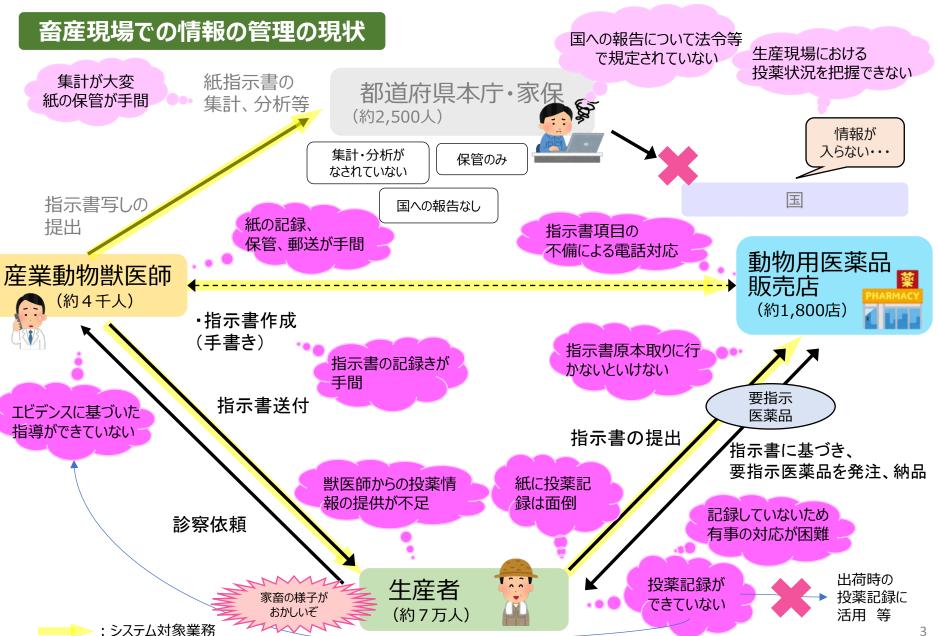


指示書確認画面



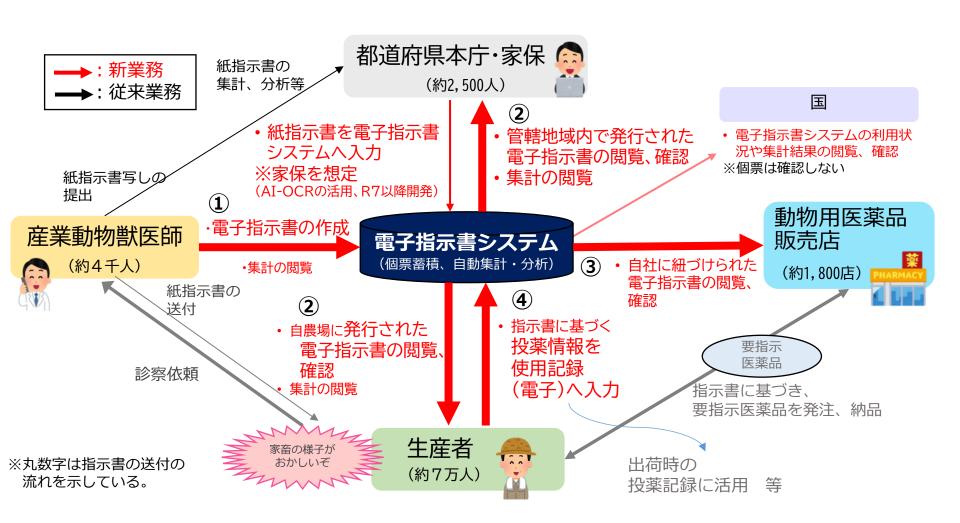
指示書集計·分析画面

1-2. 現在の指示書に基づく投薬業務の全体像(R6開発部分)



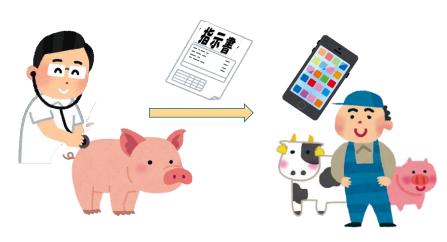
1-3. 電子指示書システムを活用した業務全体像(R6開発部分)

- 投薬に関連する記録は、疾病管理、食品安全や薬剤耐性対策等の観点から重要。
- 一方で、獣医師の診療簿からはじまり、指示書、使用記録、出荷時の記録など、ほぼ同じ内容を何度も記載している現状。
- 投薬指示書に基づく投薬が、全体の半分以上を占めていることから、指示書の電子化により使用記録の効率化を図る。



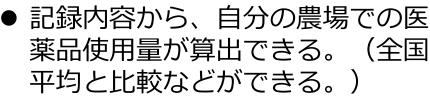
1-4. 電子指示書システムでできること(生産者)

- ●スマホで指示書の受け取りができる。過去に受け取った指示書の閲覧が容易になる。
- 指示書内容を引用して使用記録が つけやすくなる。過去の使用記録 の閲覧が容易になる。





● 指示書を希望する販売店に送付で きる。

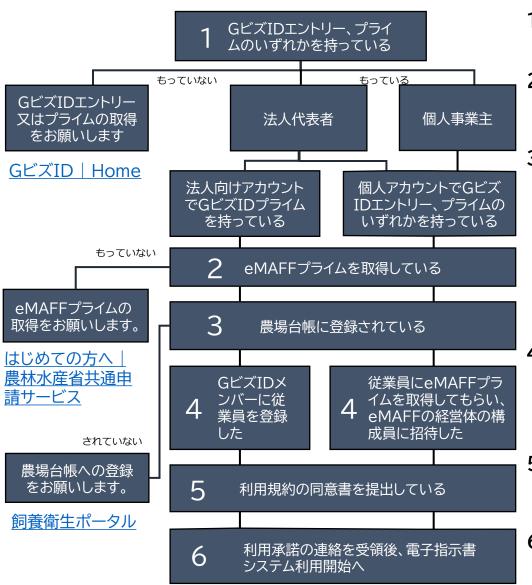






2-1. 電子指示書システムの利用申請(法人代表者・個人事業主)

下記フローチャートにそって手続きを進めてください。<u>農水省WEBページ</u>からもご覧いただけます。



1. GビズID:

eMAFF プライムの取得に使います。

2. eMAFFプライムの取得:

システムへのログインに利用します。エントリーの方は本人確認によりプライムにすることができます。

3. 農場台帳への登録:

農場台帳内の経営体情報にご自身の農場の情報が記載されているか、eMAFFの農場台帳のページでご確認ください。確認が難しい場合、それ以外の情報が記載されている場合は、管轄の家畜保健衛生所に問い合わせてください。

飼養衛生管理等支援システム開始時に、都道府県では一括して情報を登録していますが、一部の都道府県では実施しておりません。

農場台帳に登録されていても、GビズIDプライムがないと、修 正等ができず、電子指示書システムにもログインできません。

4. 従業員の登録、経営体の構成員招待:

GビズIDメンバー登録:従業員のメールアドレスを登録してください。

経営体構成員に招待:eMAFFで従業員を経営体の構成員に 招待してください。

5. 利用規約の同意書の提出:

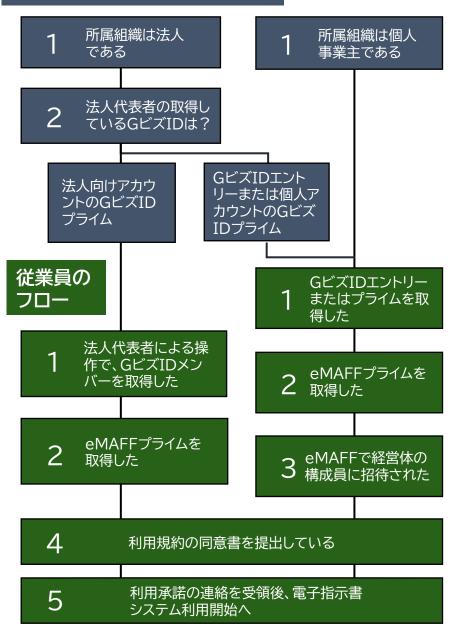
利用規約の同意書:<u>農水省WEBページ</u>の3に掲載の利用規約を必ずご確認のうえ、必要事項をご記入ください。

6. 電子指示書システム:

農林水産省より利用承諾の連絡を受領しましたら、ログインして利用開始しましょう。 6

2-2. 電子指示書システムの利用申請(従業員)

所属組織に事前に確認する事項



所属組織に事前に確認する事項

1. 組織の区分:

所属する組織が法人か個人事業主かで、その後の操作が異なります。

2. 法人代表者のGビズID:

法人向けアカウントのGビズIDプライムか、GビズIDエントリーまたは 個人アカウントのGビズIDプライムか、でその後の操作が異なります。

従業員のフロー

1. GビズIDの取得:

GビズIDメンバーは、法人代表者が従業員のメールアドレスを登録することで取得できます。

GビズIDエントリーまたはプライムは、ご自身で取得してください。 GビズIDプライムの取得にあたり、対面またはオンラインで本人確認が 必要です。

2. eMAFFプライムの取得:

GビズIDメンバーまたはプライムの方は、eMAFFにログインにして利用 規約に同意すれば自動で取得できます。

GビズIDエントリーの方は、eMAFFで対面またはオンラインで本人確認をした後、取得できます。

3. 経営体構成員の招待:

法人代表者または個人事業主より、eMAFFで経営体の構成員に招待されますので、参加しましょう。

4. 利用規約の同意書の提出:

利用規約の同意書:<u>農水省WEBページ</u>の3に掲載の利用規約を必ずご確認のうえ、必要事項をご記入ください。

5. 電子指示書システム:

農林水産省より利用承諾の連絡を受領しましたら、ログインして利用開始しましょう。

2-3. 提出書類

利用規約の同意書(全員分)を一括で送付してください。同意にあたっては、必ず利用規約の内容をご確認ください。

全員分を 一括で送付 利用規約の同意書(利用者全員分) 農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課 薬剤耐性対策班

利用規約、プライバシーポリシー、利用規約の同意書は<u>農水省WEBページ</u>から閲覧、 ダウンロードができます。

注意事項

- 利用規約の同意書とeMAFFのマイページに記載の組織名(法人名/屋号)、利用者名、メールアドレス、電話番号は必ず一致させてください。
- 各書類の記載内容に不一致がみられる場合、記載内容の確認に時間を要するためにアカウント配布、利用 承認が遅れることがあります。なお、本理由によって生じた電子指示書システムの利用開始の遅延に伴うい かなる損害について、農林水産省は一切の責任を負いません。

2-4. 書類の宛先

メールの場合:

農林水産省消費·安全局畜水産安全管理課薬剤耐性対策班 denshishijisho_admin★maff.go.jp

※★を@(半角アットマーク)に置き換えてください。

書面の場合:

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課 薬剤耐性対策班行

全てのQ&Aは<u>農水省WEBページ</u>にて掲載しています。

※随時更新していく予定です。

問1. スマートフォン、パソコンから利用できますか。

スマートフォンおよびパソコンからご利用可能です。

問2.専用アプリをダウンロードしてインストールする必要はありますか。

アプリストアには掲載されておりませんのでダウンロードする必要はありません。システムのWEBサイトからご利用いただけます。

なお、スマートフォンでオフライン操作を行う場合、事前にシステムのWEBサイトから アプリをインストールする必要があります。

問3.システムの利用料金はかかりますか。

無料でご利用いただけます(システムの利用にかかる通信料はご自身の負担となります。)

問4. GビズIDとは何ですか。

GビズIDは、1つのID・パスワードで様々な行政サービスにログインできるサービスです。農林水産省共通申請サービス(eMAFF)の利用にはGビズIDのアカウント取得が必要です。詳しくはGビズIDのWEBサイトをご確認ください。

問5. GビズIDプライムの取得に必要なものは何ですか。

<u>GビズIDのWEBサイト</u>をご確認ください。

問6. GビズIDエントリーでアカウントを登録してしまいました。プライムに変更するにはどうすればよいですか。

GビズIDエントリーにログインした後に表示されるマイページより、GビズIDプライムに変更する申請を行うことができます。

GビズIDログイン画面よりログインして申請を行ってください。

問7. eMAFF IDとは何ですか。

農林水産省共通申請サービス(通称eMAFF)のアカウントを取得する際に発行されるIDです。GビズIDを取得した際のID(メールアドレス)と同一のものがeMAFF IDとして登録されます。詳しくはeMAFFのWEBサイトをご確認ください。

問8. eMAFFプライムの取得方法を教えてください。

取得しているGビズIDの種別により、取得方法が異なります。

- **a. GビズIDエントリーを取得した方:**2つの取得方法があります。
 - 1. GビズIDプライムに切り替え後、eMAFFの利用規約に同意してログイン。
 - 2. eMAFFの利用規約に同意してログイン後、オンライン確認ないし対面確認。
- **b. GビズIDメンバーまたはプライムを取得した方:** eMAFFの利用規約に同意してログイン。

詳しくは<u>eMAFFのWEBサイト</u>をご確認ください。

問9. 農場台帳に情報が登録されているかわかりません。どのように確認すればよいですか。

<u>飼養衛生ポータル</u>、eMAFFの<u>農場台帳の登録ページ</u>、eMAFFのマイページに記載の経営体プロフィールのいずれからもご確認いただけます。なお、eMAFFで農場台帳の情報を確認するにはeMAFFのアカウントを取得していることが必要ですのでご注意ください。eMAFFでの操作が難しい場合は、農場台帳の提出先の都道府県に直接お問い合わせください。

問10. eMAFFの経営体情報が都道府県(管轄の家畜保健衛生所)の情報でした。どうすればよいですか。

管轄の家畜保健衛生所にお問合せください。

問11. eMAFFの経営体情報が都道府県の情報でした。どうすればよいですか。

所属組織で使用している個人メールアドレスを登録してください。

問12.メールアドレスは職場で共用で使用しているものでもよいですか。

共用使用しているメールアドレスは登録に使わないでください。 所属組織で使用している個人メールアドレスを登録してください。

問13. 利用規約の同意書に記載する氏名は直筆ですか。また、押印は必要ですか。

文字入力、電子署名、直筆署名のいずれも可能です。押印は不要です。

問14. 組織の人員に変更があり、組織に配布されている利用者アカウントを追加、廃止したいです。どうすればよいですか。

追加する場合:アカウントを追加する方にeMAFFプライムを取得させてください。その後、eMAFFの経営体の構成員に招待してください。

廃止する場合:eMAFFの経営体の構成員から、配布するアカウントの利用者を外してください。

詳しい操作方法は、「経営体の構成員についての操作する」をご確認ください。

問15.提出書類を持参してもよいですか。

持参は受け付けておりませんので、メールか郵送でご提出ください。

2-6. 利用申請に関するお問い合わせ

電子指示書システムの利用申請に関するお問い合わせは、以下の電話番号、メールアドレスまでお願いいたします。

なお、2025年4月より、電子指示書システムに関するコールセンターを開設予定です (コールセンターの電話番号は開設後にご案内いたします)。開設後のお問い合わせは コールセンターまでお願いいたします。

電話番号:

農林水產省消費·安全局畜水産安全管理課薬剤耐性対策班

直通:03-3502-8097

メール:

農林水産省消費·安全局畜水産安全管理課薬剤耐性対策班 denshishijisho_admin★maff.go.jp

※★を@(半角アットマーク)に置き換えてください。

参考. WEB情報のURL一覧

農水省 電子指示書システムWEBページ:

https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/yakuzi/vmed-record.html

GビズID | Home:

https://gbiz-id.go.jp/top/

GビズIDログイン画面:

https://gbiz-id.go.jp/oauth/login

ポータル |農林水産省共通申請サービス:

https://e.maff.go.jp/PortalLogin

はじめての方へ | 農林水産省共通申請サービス:

https://e.maff.go.jp/PortalLogin

飼養衛生ポータル:

https://www.rearing-hygiene.maff.go.jp/login

eMAFF 農場台帳登録ページ:

https://e.maff.go.jp/ShinseiDetail?stId=a0KGC000010wiBT2AY&sourcePage=SearchFromAllTetsuzuki&ssSP=searchFromAllTetsuduki searchParam

経営体の構成員についての操作をする -Wiki | 農林水産省共通申請サービス(eMAFF)

https://e.maff.go.jp/Wiki?c=1KeieitaiNoKouseiin